

美容所開設のてびき

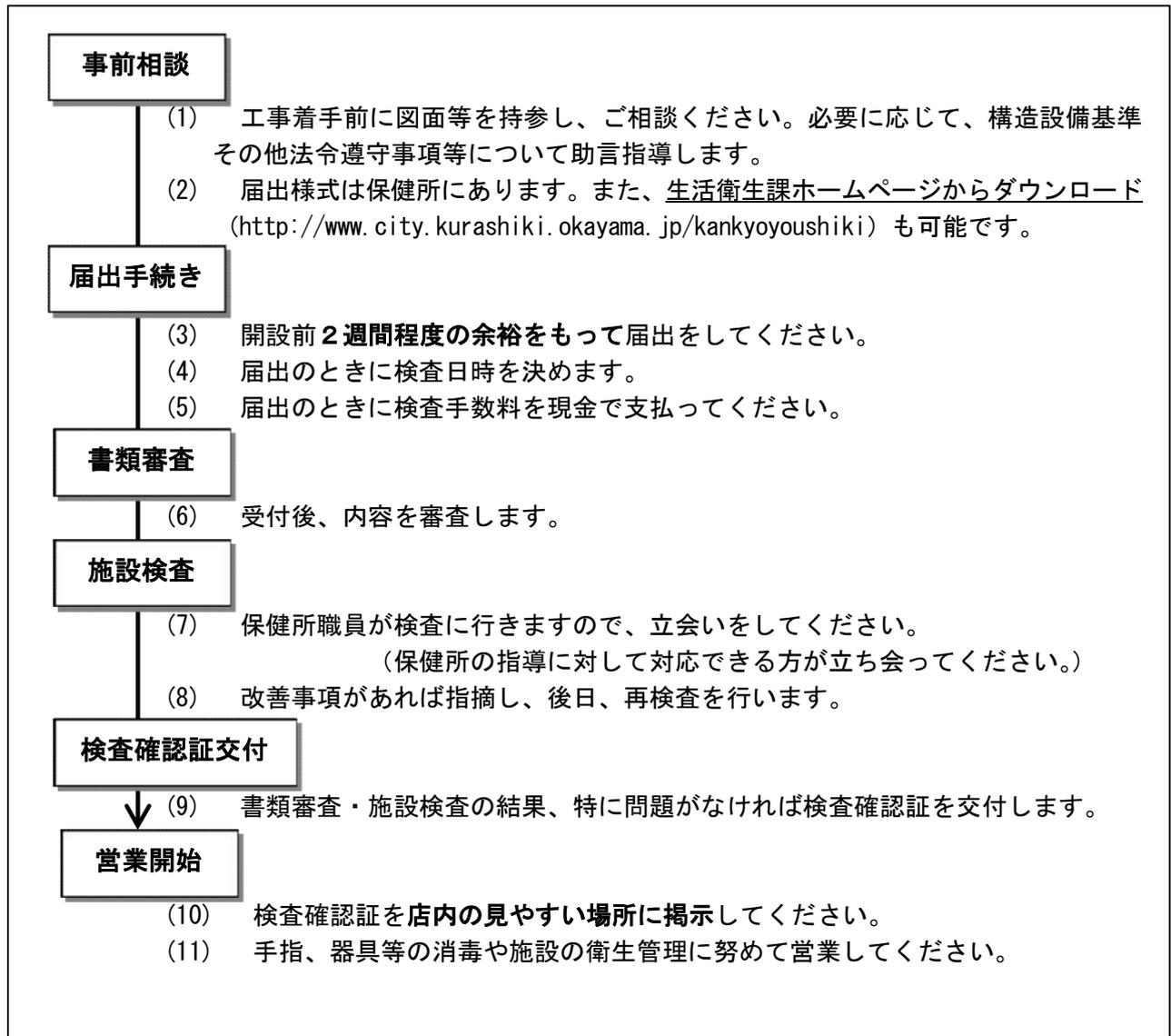
倉敷市保健所 生活衛生課 環境業務係

〒710-0834 倉敷市笹沖 170

TEL: 086-434-9830 (係直通)

HP: <http://www.city.kurashiki.okayama.jp/seikatsu-hk/>

1 営業までの流れ



2 検査手数料

16,000 円 (現金で納付してください。)

3 届出先 (※郵送による届出は受け付けていません。)

倉敷市保健所 生活衛生課 (5 番窓口)

住所: 倉敷市笹沖 170

4 提出書類

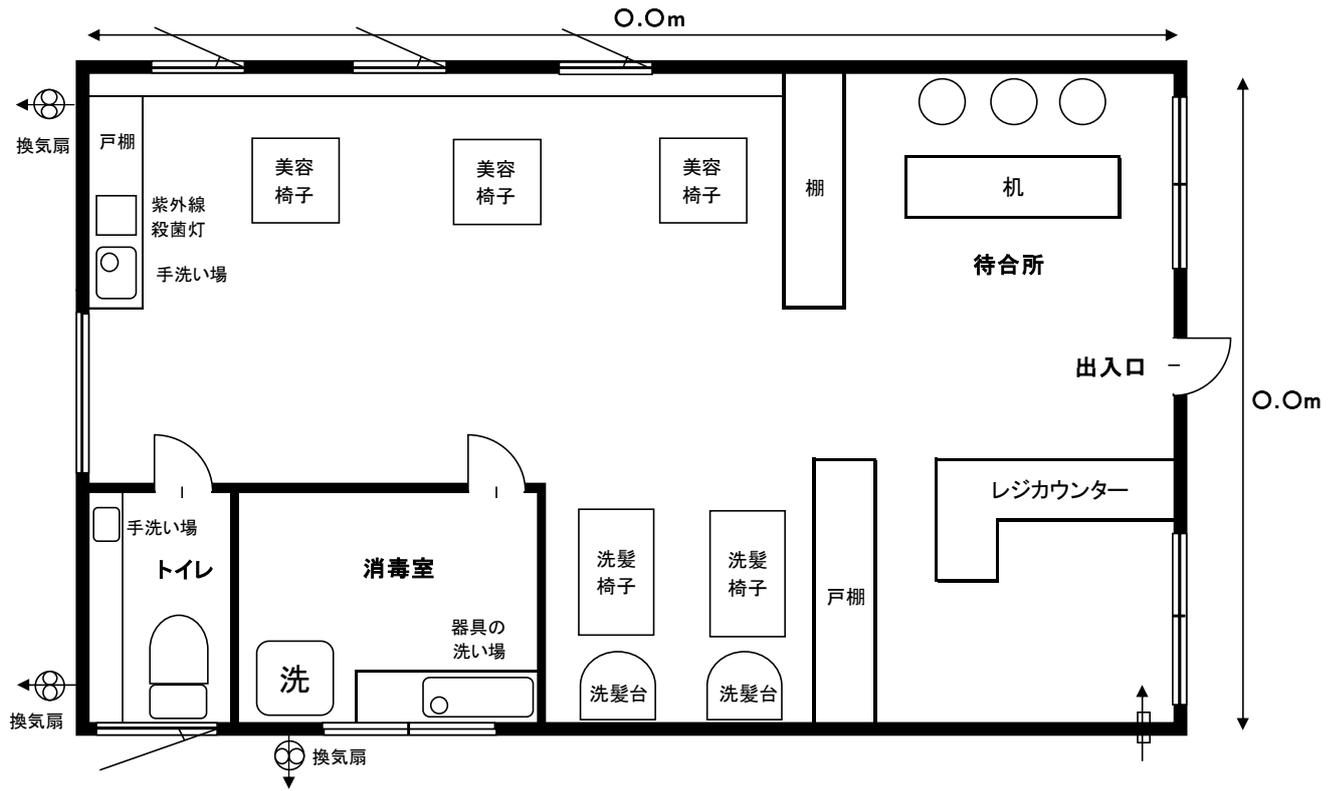
書類		注意事項等
美容所開設届		必要事項を記入のうえ、提出してください。
添付書類	店舗の平面図	セットいす、洗髪台、棚等の配置、換気扇の場所、消毒設備の配置等を図示してください。
	美容師全員の免許証	原本の提示又は写しを提出してください。
	美容師全員の診断書	結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無 について診断されていること。原本を提出してください。
	(管理美容師設置が必要な場合) 資格を証する書類	講習会の修了証書の原本の提示又は写しを提出してください。
	(開設者が外国籍の場合) 国籍等が記載された住民票の写し	原本を提出してください。

5 構造設備

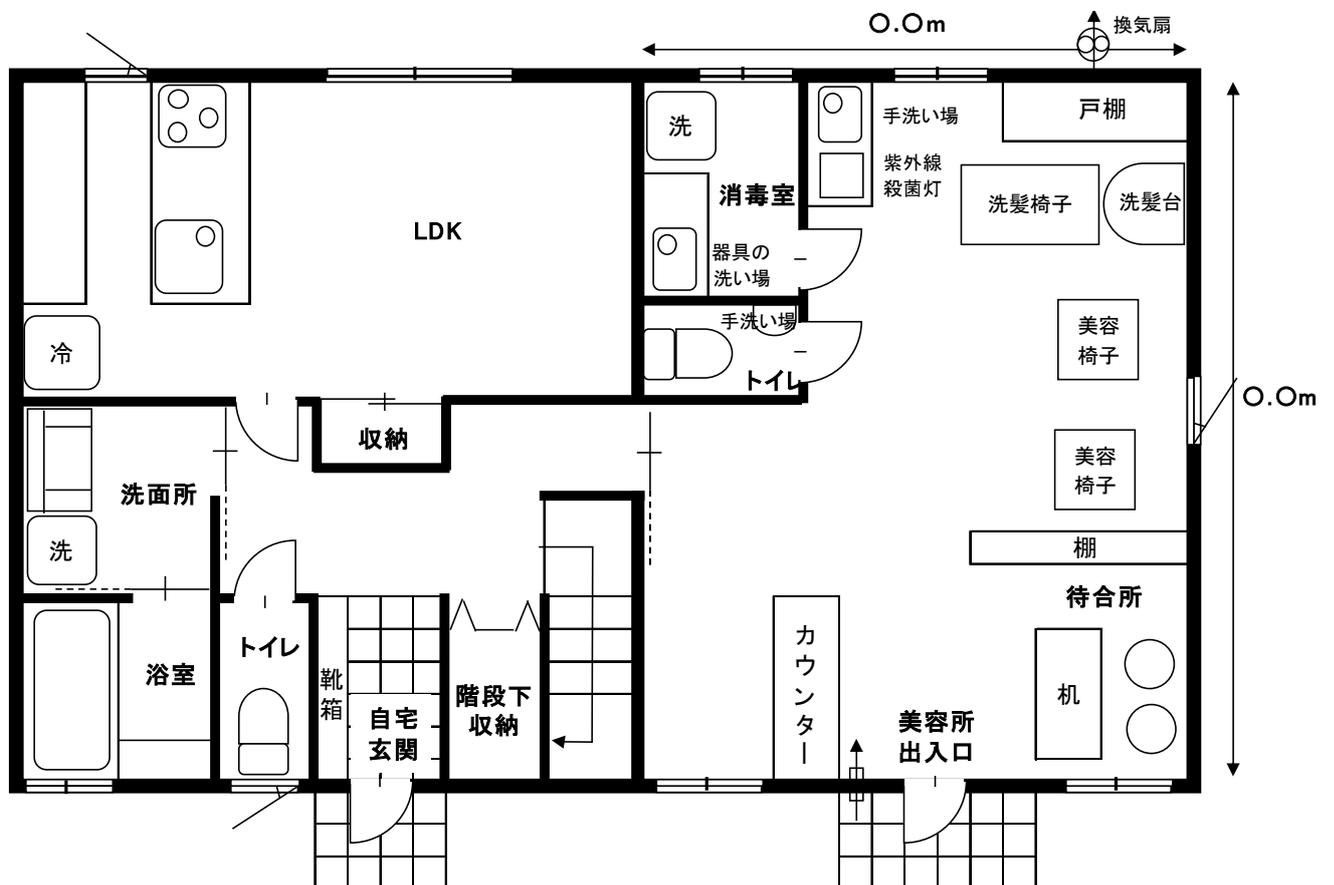
項目	美容所構造設備
① 店舗面積	11.65m ² 以上とすること。
② 外部との区分	施設は隔壁等により外部と完全に区分されていること。 ねずみ及び昆虫の侵入を防止できる構造であること。 ※自宅に開設する場合は、出入口、トイレ、洗い場(洗面所)等の美容所に係る施設は自宅とは別に設け、自宅とは隔壁等で区画してください。また、大型商業施設等のテナントに開設する場合は、通路等と隔壁等で区画してください。ただし、消防法令に適合しない等、やむを得ない事情がある場合は、上部を一部開放しても支障ありません。
③ 待合所	施設には、客の待合所を設け、作業場と明確に区分されていること。
④ 作業場	十分な広さを有し、事務室、休憩室等作業に直接関係ない場所から隔壁等により完全に区分されていること。
⑤ 消毒場所	作業場には、適当な広さの器具等を消毒する場所を設けること(消毒室を設けることが望ましい。)
⑥ 洗場	流水装置とすること。
⑦ 手洗い設備	作業場内に従業者専用の手洗い設備を設けること。 便所は、専用の手洗い設備を有すること。
⑧ 床・腰板	コンクリート、タイル、リノリウム又は板等の不浸透性材料を使用すること。
⑨ 汚物箱・毛髪箱	ふた付きのものを備えること。
⑩ 器具・布片等	常に消毒済みのものが使用できるのに十分な数を備えること。 未消毒のものと消毒済みのものに区分して入れる適当な格納場所を設けること。
⑪ 採光、照明、換気	作業面の照度が100ルクス以上のものであること。 換気設備が美容所内の炭酸ガスの量を5cm ³ /L以下に保つことのできるものであること。

6 平面図の記載例

(例1) 店舗独立の場合



(例2) 自宅に併設する場合 (自宅部分は玄関以外を省略しても構いません。)



7 衛生措置

美容所を開設した後は、以下のとおり衛生管理を行ってください。

項目	衛生措置
① 皮ふに接する器具等	皮ふに接する布片及び器具は、これを清潔に保つこと。 皮ふに接する布片は客1人ごとにこれを取り替え、皮ふに接する器具は、客1人ごとにこれを消毒すること。
② 作業衣	作業中は、清潔な専用の作業衣を着用し、かつ、顔面作業の際は、清潔なマスクを使用すること。
③ 手指	指の爪は、常に短くし、客1人ごとに手指を石けん等で洗浄して消毒すること。
④ そり毛用剤	そり毛用剤は、客1人ごとに取り替えること。
⑤ 消毒方法	消毒薬又は消毒用器具は、消毒効果の十分あるものを常に使用すること。消毒方法は下表のとおり。
⑥ 機械器具等	機械器具、化粧品等の使用に当たっては、その安全性に十分注意し、適正に使用すること。

8 消毒方法

ア かみそり(専ら頭髪を切断する用途に使用されるものを除く。)及びかみそり以外の器具で血液が付着しているもの又はその疑いのあるものに係る消毒

種類	消毒方法
① 煮沸	沸騰後2分間以上煮沸する。
② エタノール水溶液	76.9%以上81.4%以下のエタノール水溶液中に10分間以上浸す。
③ 次亜塩素酸ナトリウム	0.1%の次亜塩素酸ナトリウム水溶液中に10分間以上浸す。

イ ア以外の器具

種類	消毒方法
① 紫外線照射	20分間以上85 μ w/cm ² 以上の紫外線を照射する。
② 煮沸	沸騰後2分間以上煮沸する。
③ 蒸気	10分間以上摂氏80度を超える湿熱に触れさせる。
④ エタノール水溶液	76.9%以上81.4%以下のエタノール水溶液中に10分間以上浸し、又はエタノール水溶液を含ませた綿若しくはガーゼで器具の表面をふく。
⑤ 次亜塩素酸ナトリウム	0.01%の次亜塩素酸ナトリウム水溶液中に10分間以上浸す。
⑥ 逆性石ケン	0.1%の逆性石ケン液(塩化ベンザルコニウムまたは塩化ベンゼトニウム)中に10分間以上浸す。
⑦ グルコン酸クロルヘキシジン	0.05%のグルコン酸クロルヘキシジン液中に10分間以上浸す。
⑧ 両性界面活性剤	0.1%~0.2%の両性界面活性剤液(塩酸アルキルポリアミノエチルグリシンまたは塩酸アルキルジアミノエチルグリシン)中に10分間以上浸す。

美容所開設届

令和〇年〇月〇日

倉敷市保健所長 様

届出者（開設者）

住所（法人にあっては、
主たる事務所の所在地） 倉敷市西中新田640

氏名（法人にあっては、
名称及び代表者の氏名） 保健 太郎

電話番号 086-426-3030

美容所を開設したいので、美容師法第11条第1項の規定により届け出ます。

ふりがな 美容所の名称	びゅーてぃー さろん くらしき beauty salon 倉敷		
美容所の所在地	倉敷市笹沖170	電話番号	086-434-9830
開設予定日	令和〇年△月〇△日		

構造設備の概要

施設の面積	33 m ²	作業場の床の材質	タイル
美容いす	3 台	洗髪設備	3 台
汚物箱、毛髪箱	1 個	換気設備	換気扇 窓 通気口
器具等の洗場	1 箇所	照明設備	採光窓 照明器具
消毒方法	エタノール 煮沸 次亜塩素酸ナトリウム 紫外線照射 蒸気 逆性石鹼 その他（ ）		
消毒設備	浸漬用容器 計量器具 機器		
消毒済物品の格納場所	専用戸棚		
未消毒物品の格納場所	容器		

同一の場所で開設する理容所

理容所との重複 開設の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	名称	
		開設予定日	年 月 日

(添付書類)

- 店舗の平面図
- 美容師にあっては、美容師免許証の写し及び医師の診断書
- 管理美容師にあっては、それを証する書類の写し
- 開設者が外国人の場合は、国籍等が記載された住民票の写し

(備考) 選択肢がある欄は、該当するものを○で囲むこと。

(次ページへ続く)

※保健所記入欄

検査日時	年 月 日 時 分	確認証交付	手交 郵送 (開設者 美容所)
------	-----------	-------	-----------------

美容師及びその他の従業者

美容師： 2 名、 その他の従業者： 1 名

氏名等		免許等	
管理美容師	住所 倉敷西中新田640	美容師免許（美容師名簿）	
	氏名 保健 太郎	登録番号	第○○○○○○号
		管理美容師認定講習	
		修了証番号	第○○○号
	修了年月日	H○○年○○月○○日	
	伝染性疾病	有	無
従業美容師及びその他の従業者	氏名 倉敷 次郎	美容師	登録番号 第△△△△△△号
			伝染性疾病 有 無
		その他の従業者	
	氏名 水島 三郎	美容師	登録番号 第 号
			伝染性疾病 有 無
		その他の従業者	
	氏名	美容師	登録番号 第 号
			伝染性疾病 有 無
		その他の従業者	
	氏名	美容師	登録番号 第 号
			伝染性疾病 有 無
		その他の従業者	
	氏名	美容師	登録番号 第 号
			伝染性疾病 有 無
		その他の従業者	
	氏名	美容師	登録番号 第 号
			伝染性疾病 有 無
		その他の従業者	
氏名	美容師	登録番号 第 号	
		伝染性疾病 有 無	
	その他の従業者		

(備考) 「従業美容師及びその他の従業者」欄については、「美容師」又は「その他の従業者」のいずれか該当するほうを○で囲むこと。